

3 0 監 第 3 0 号
平成 3 1 年 2 月 8 日

大 町 市 長 様
大 町 市 議 会 議 長 様
大 町 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様
大 町 市 農 業 委 員 会 会 長 様
大 町 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 様
大 町 市 公 平 委 員 会 委 員 長 様
大 町 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長 様
大 町 市 病 院 事 業 管 理 者 様

大町市監査委員 山下好隆
同 二條孝夫

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成30年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

平成 3 0 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

平成 3 1 年 2 月

大 町 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の目的	1
2	監査の方法	1
3	監査の期間及び監査の対象	1
4	監査の実施場所	2
5	監査の結果	2

平成30年度 定期監査結果報告書

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項から第16項、同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、各会計における事務事業が適正かつ合理的、効果的に執行されているか監査を実施した。

第2 監査の方法

平成30年度の各課等の事務事業の執行について、前期は9月30日現在、後期は11月30日現在の内容により提出された監査調書等に基づき、例月出納検査結果を参考とし、関係書類、帳票等を確認するとともに、関係職員からの聴取りにより実施した。

第3 監査の期間及び監査の対象

1 前期（平成30年11月1日から11月12日まで7日間）

期 日	対 象 施 設 ・ 係 等
11月 1日（木）	南小学校、あすなる保育園、仁科台中学校、はなのき保育園
11月 2日（金）	第一中学校、くるみ保育園、文化財センター（文化財係）、環境プラント・クリーンプラント
11月 6日（火）	西小学校、どんぐり保育園、中央保健センター
11月 7日（水）	東小学校、総合体育館（社会体育係）、北小学校、しらかば保育園
11月 8日（木）	山岳博物館、文化会館・大町公民館・勤労者福祉施設、児童センター、図書館
11月 9日（金）	八坂小学校、たけのこ保育園、八坂中学校、八坂支所（総務係、民生係、産業建設係）
11月12日（月）	美麻小・中学校、みあさ保育園、美麻支所（総務係、民生係、産業建設係）

2 後期（平成31年1月8日から1月23日まで9日間）

期 日	対 象 課 等
1月 8日（火）	税務課、消防防災課、情報交通課
1月 9日（水）	庶務課、選挙管理委員会、企画財政課

期 日	対 象 課 等
1月10日(木)	まちづくり交流課、福祉課
1月15日(火)	生活環境課、子育て支援課
1月16日(水)	市民課、産業立地戦略室、商工労政課
1月17日(木)	観光課、農林水産課、学校教育課
1月21日(月)	建設課、農業委員会、生涯学習課
1月22日(火)	上下水道課、会計課、議会事務局、公平委員会、 固定資産評価審査委員会、監査委員事務局
1月23日(水)	大町総合病院

第4 監査の実施場所

議会棟第2委員会室、八坂支所、美麻支所、大町総合病院及び各施設

第5 監査の結果

全般的な財務に関する事務の執行等については、一部に改善、留意及び検討を要する事項も見受けられたが、概ね適正に執行されていると認める。

なお、事務処理上の軽微な事項や助言的事項は、監査実施中において口頭により指摘等したことから本報告書での記載は省略した。

また、予算の執行状況については、例月出納検査結果報告書に記載があるので省略する。

1 税務事務について

- (1) 市税等の収納率は、次表のとおり着実に向上してきておりその労を多とする。市民負担の公平性、財源確保の観点から引き続き収納率の向上に努められたい。

(1 1月末現在の収納率の推移)

税目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市 税	57.86%	59.24%	60.65%	62.70%
国保税	46.09%	46.83%	47.66%	50.32%

(年度別の最終収納率の推移)

税目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市税	90.47%	91.71%	93.13%	94.44%
国保税	75.29%	76.72%	79.29%	82.17%

- (2) 軽自動車税の減免については、市税条例第90条において、身体障害者等に対する減免の規定を設け申請に基づいて対応しているが、対象者は「身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等」と規定されている。規定に適合しているか適格に判断し対応されたい。

2. 契約事務の適正化について

地方公共団体が締結する契約については一般競争入札が原則とされているが、地方自治法施行令167条の2第1項の各号（公営企業においては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項の各号）に該当する場合に限り、随意契約により事務を執行することができることとされている。その適正性について、検証したところ次のような事項が認められたので検討し、改善を図られたい。

- (1) 決裁文書に随意契約の根拠となる適用条項の記載がないもの、適用条項が適切ではないと思慮されるもの、適用条項の記載はあるが適用理由の記載がないものが見受けられた。
- (2) 第1号(少額随意契約)と第2号以下の各号の複数に該当する場合は、適用条項としては、第1号が優先して適用されると解されている。少額の契約に係る事務契約の簡素化、効率化という法制定の趣旨によるものであるが、これに関する取り扱いが統一されていない。
- (3) 第2号適用(性質又は目的が競争入札に適さない)については、「業務に熟知している、精通している、経験・実績が豊富」などを適用理由としているものが多くみられる。選定にあたり一般的、原則的な基準としてはよいが、入札に適さないとする理由としては十分なものとは言えない。誰もが納得できる具体的な理由の記載が必要である。
- (4) 第3号適用(シルバー人材センター等との特定随意契約)については、平成16年の地方自治法改正により障害福祉等の増進といった一定の政策目的のためにできることとされたもので、その手続きについては、財務規則等で定めることとされたものである。財務規則第120条の2にこれに関する定めがあるが必要条件を満たしておらず適用できることとなっていない。シルバー人材センターとの委託契約については、各所で契約実績があることから規則の整備

について検討されたい。

- (5) 第5号適用（緊急の必要）については、ここでいう「緊急の必要性」とは、災害時等において入札の方法を取っていたのではその時期を失し、契約の目的がまったく果たせなくなり、緊急対応をしなければ市民生活に重大な影響が生ずる恐れがある場合などかなり限定的なものをいうとされている。単なる事故や故障について拡大解釈して、これを適用していると思慮されるものが見受けられた。
- (6) 予定価格の設定については、財務規則で随意契約にも適用するとされているが1者からの参考見積額をそのまま予定価格とし、その1者からの見積書のみによって同額で契約を締結しているもの、前年度実績や予算額をそのまま予定価格としているものなどが見受けられた。設計書や仕様書等により積算して設定することが基本であり望ましい。しかしながら困難な場合もあり、止むを得ない面もあるが、民間や他市での取引の実態など可能な限り情報を収集して適正な予定価格を定めることにより契約金額の妥当性を確保できるよう改善されたい。

3. 学校現場における業務改善加速事業について

平成29年度において、本市が文部科学省より県を通して「学校現場における業務改善加速事業」の実践をするための委託事業を受けた。本事業は、教職員の事業改善に集中的に取り組む重点モデル地域（20地域）を指定し、業務改善の関係についての実践研究を実施し、具体的なノウハウや成果を分析、全国に発信し普及するものである。事業開始後、一年が経過したことから実践状況と効果について、各小中学校にて監査を実施した。教育委員会では、学校と連携を密にし、業務改善の位置づけとして、学校徴収金会計業務、部活動指導、また、一定時刻以降の外部からの電話への留守番電話、転送電話による対応、教職員の勤務時間の適正把握、長期休業期間の学校閉庁日の設定等、研究実践を行っている。

- (1) 教職員の勤務時間の適正把握については、ICカードによる勤務時間管理システムを導入し、学校外の勤務についても申告制により管理を行っている。小学校においては、1か月あたり前年度平均より4時間、中学校においては、12時間の残業縮減が図られ、学校全体では、7時間の短縮となった。勤務時間の「見える化」により教職員の残業に対する意識が高まり、効率的な仕事の改善が進んだものとみられる。引き続き勤務時間の適正把握、意識改善に努められたい。
- (2) 保護者等の学校への時間外連絡については、留守番電話の対応となった。これについては、学校、保護者等の信頼関係によって成り立っているものである。

対応をはじめから目立った苦情等はなく、教育委員会では、学校に赴きPTA総会などで時間外留守番電話対応など、教職員の働き方改革について説明会を実施しており、保護者の理解が進んだものと考えられる。保護者、学校、教育委員会とさらに連絡を密にし、高度情報化に対応できる留守番電話対応と併せて、保護者との信頼関係について一層の充実強化に努められたい。

- (3) 学校徴収金については、平成31年度より給食費の公会計化が実施される。適正な実施に向け準備されたい。また、学年費、旅行貯金会計業務など、学年学級などで異なる徴収金が予想されるが、引き続き徴収金のスリム化と徴収方法の事業化に向け研究されたい。
- (4) 教職員の部活動等の対応では、競技に限りがあるが、地域スポーツクラブの協力により、教職員の部活動に関わる負担軽減が図られているものの、一部の競技に限られている現状である。指導員のなり手不足は深刻ではあるが、総合型スポーツクラブ等を充実させ、生徒に充実したスポーツ活動を保障していくよう努められたい。

市の業務改善の取り組みは、他地域において大町モデルとして評価が高まっている。赴任される教職員からは、「大町では、教職員が教育委員会に守られている」という言葉も聞かれた。しかし、教職員の働き方改革の中での負担軽減は、抜本的な仕事量の削減が課題となっている。教職員の仕事量の見直しなくして業務改善はあり得ない。同時に子どもの目線に立った業務改善でなければならない。そのためにも教職員が仕事に自信と誇りを持ち、よりよい授業に邁進できるよう業務改善によって教育環境を改善充実させることは急務である。

4 美麻市民農園の運営について

市民農園は、近年空き棟が増加傾向にあり、直近では、ふたえ市民農園で13棟(全体で49棟)、おおしお市民農園で7棟(全体36棟)が空き棟となっている。長い間利用されてきた方が高齢化等で遠路への運転が億劫になった等の理由により退去が目立ってきているとのことであり、今後の運営が心配される。

一方で、当該施設は、ふたえ市民農園が建設から22年、おおしお市民農園が17年を経過し屋根塗装等の補修時期となっており、修繕工事(一棟110万円余)をはじめているが、改修済みは17棟であり、多くがこれからである。情報発信を強化するなど利用者の確保に努めるとともに新たな活用方策も模索するなど不稼働資産とならないよう一層の努力をされたい。

5 公共下水道事業会計における事務処理の適正化について

消費税の処理は、事務処理の簡便化の観点から期中は税込方式により行い、期末において一括税抜き処理をする方式で処理しているが、計算誤りにより多額の前期

損益修正が生じている。また、年度繰越しの処理に誤りも発生している。事務処理の正確を期されたい。

6 大町総合病院の経営改善について

- (1) 公営企業の財政健全化に関する法律で定める「資金不足比率」が基準値を超えたことから経営健全化計画の策定が義務付けられ、年度末までに国に提出しなければならないこととなり、目下その策定に取り組んでいるところである。資金不足比率は基準値を下回ればよいというものではなく、公営企業として本来生じてはいけない比率であり早期に解消を図らなければならない。

以前から幾度も改革急務との指摘をしてきたところであるが、ここに来てようやく本格的な改革に着手し、昨年7月からは病床数を199床に削減し、在宅療養支援病院の指定も受け加算や新たな管理料を取得し、12月からは職員の給与や賞与の削減による経費削減にも取り組み構造的な改革がスタートした。

これらの取り組みは、徐々にその成果が現れてきており、4月の診療報酬改定に伴う増収や昨年8月の猛暑による特需等も重なって本年度の決算見込みは経常収支段階では、相当程度の改善が期待できるところとなっており、その労を多とする。

しかしながら、経営の全てのベースとなる患者数は増えておらず、特需を含めても前年度並みの推移にある。また、国は医療費の削減を最重要課題としていることから政策誘導による診療報酬の加算等は、一時的には収入は増加するが、ある程度整備され普及した段階では、要件を厳しくしたり、縮小・廃止するなどして実質的に収入を引き下げることが懸念される。

こうした厳しい環境下での経営再建となるが、今回の経営健全化計画は従来のように計画は策定したが、達成できなかったということで済まされる状況ではない。

地域医療を何としても守り抜いていくという固い決意のもと、不退転の決意で改革を断行し、持続可能な経営基盤の確立を図られたい。

- (2) 業務に関する契約の手続きを定める規則や地方公営企業法施行令第21条の14第1項1号で定める少額随意契約に関する管理規程が整備されていない。早急に整備し適正な事務の執行に努められたい。